

「特別会員の証券仲介業務の開始に伴う本協会諸規則の整備について(要綱)」
に対するパブリック・コメントの結果について

平成16年11月12日
日本証券業協会

1. パブリック・コメントの概要

本協会では、特別会員の証券仲介業務の開始に伴う本協会諸規則の整備について(要綱)、平成16年10月18日から同年11月1日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

本件に関して、コメント1通が寄せられ、コメントの概要及びこれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

(1) コメントの概要

特別会員の証券仲介業務に従事する役職員自身の信用取引、株券先物・オプション取引等の禁止については、特別会員において、役職員への周知、これら取引を行っている役職員の把握及び建玉の精算等のため、一定の経過期間(6か月)を設けていただきたい。(「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)第9条第3項第7号関係)

(2) コメントに対する本協会の考え方

ご意見等を踏まえ、上記に関する禁止規定の施行日は、平成17年1月1日からといたします。特別会員においては、それまでの間に役職員に対して周知徹底が図られるものと考えております。なお、施行日現在の信用取引等の建玉について、同日以後にその精算のために行われる反対売買及び現引き・現渡しについては、本禁止規定の適用除外とします。

2. 本協会関係規則の改正

上記のパブリック・コメントを踏まえ、本協会の関係諸規則の改正を行います。また、これまでにいただいた主な質問及び確認事項等につきましては、Q & Aとして取りまとめることとしております。

以 上